

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成22年9月9日まで縦覧に供する。

平成22年7月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成22年7月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人讃岐うどんスピリット

黒川 保

高松市朝日新町1番16号

3 定款に記載された目的

この法人は、讃岐うどん店経営者に対して、讃岐うどん技術の向上や経営の改善に関する事業を行うことにより伝統ある讃岐うどんの文化（味と心）をうどん業界と共に守り、継承しながら地域経済の活性化に繋げていく事を目的とする。